

第2回史跡見沼通船堀保存活用計画策定協議会 議事録

1 日 時 令和8年7月29日（水） 10時30分から正午まで

2 場 所 さいたま市役所 議会棟2階第7委員会室

3 出席者名

【委員】

区 分	氏 名	担 当 ・ 所 属	備考
学識経験者	老川 慶喜	歴史資料担当、立教大学名誉教授	会長
	山本 孝文	考古学・史跡、日本大学教授	
	渡辺 洋子	建築史、芝浦工業大学名誉教授	副会長
	原 直史	日本近世流通史、新潟大学教授	オンラインでの出席
	有元 修一	民俗学、目白大学名誉教授	
文化財所有者	鈴木 甫	鈴木家住宅所有者、地元代表	
	八島 浩一	見沼代用水土地改良区管理部長	オンラインでの出席

【オブザーバー】

区分	氏 名	担 当 ・ 所 属	備考
文化庁	浅野 啓介	文化資源政策・記念物課 文化財調査官（史跡部門）	
	前田 俊一郎	参事官（伝統文化・生活文化担当）付 主任文化財調査官（民俗文化財部門）	代理出席（オンライン） ・加藤 基樹 ・玄蕃 充子
埼玉県	町田 歩未	文化財・博物館課 指定文化財担当主任	
	宇高 美友子	文化財・博物館課 史跡・埋蔵文化財担当 主事	

【事務局】

担 当 部 署 名	役 職	氏 名
さいたま市教育委員会事務局 生涯学習部文化財保護課	参事 兼 課長	金子 洋幸
	課長補佐 兼 史跡整備係長	井上 拓巳
	史跡整備係 主事	伊藤 舞
	史跡整備係 主事	本澤 航
川口市教育委員会事務局 教育総務部文化財課	埋蔵文化財係 主任	浅井 希

4 欠席者名

【委員】

欠席者なし

【オブザーバー】

区分	氏 名	担 当 ・ 所 属
文化庁	前田 俊一郎 (代理出席あり)	参事官（伝統文化・生活文化担当）付 主任文化財調査官（民俗文化財部門）

5 議 事

(1) 協議事項

ア 計画素案の検討（第4章～第6章）

イ その他

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 協議事項

ア 計画素案の検討（第4章～第6章）

イ その他

- ・「資料 見沼通船堀保存活用計画素案」を用いて、第1～3章について赤字で修正した内容について事務局より説明した。

(渡辺副会長)

第2章のp.18について、縄文時代の始まりのみ1万6000年頃前と記載されているが、他は全て「早期末」「中期」といった表記である。年代を記載した方が良いのではないか。

(事務局)

縄文時代の年代表記については庁内でも課所や刊行物によってバラつきが生まれてしまっていることから明記するのを避けていたが、分かりやすいようにおおよその年代を記載したい。

(渡辺副会長)

弥生時代についても、文献によっていつ始まったかは変わってくるのか。

(山本委員)

縄文時代はおおよその年代を書いて良いと思う。弥生時代についてはその始まりの年代に関して非常にデリケートな議論になるため、幅を持たせた表記にした方が良いと思う。

(事務局)

年表を作成し、大まかな年代を記載する。

(渡辺副会長)

P19の「B 中世」の内容が、「古代から中世にかけて」と書かれているが、その直前に古墳時代の説明がある。古墳時代は古代ではないのか。また、飛鳥、奈良、平安時代の説明はないのか。

(事務局)

さいたま市では古墳時代も古代としているが、どちらかといえば先史という括りでこのように記載した。飛鳥、奈良、平安時代の説明はご指摘のとおり、記載していない。

(山本委員)

古代の文献はあまりないと思うが、奈良、平安時代も少し触れた方が良いのでは。

(事務局)

了解した。

(老川会長)

P22 の「E 近代」に「昭和 6 年（1931）には、正式に見沼通船が停止した。」とあるが、停止とはどういう意味か。破産したということか。

(事務局)

許可の期限が昭和 6 年までで、あわせて会社もなくなったということである。

(老川会長)

そのようなことを追記してほしい。明治 26 年に株式会社になっているのでそのことも付け加えてほしい。

(事務局)

了解した。

(浅野調査官)

P3 の「文化庁文化庁第二課」となっているところを現在の課名に修正してほしい。P9 のオブザーバーになっている前田調査官の肩書についても、最新のものなのか確認してほしい。

P15 の計画の表について、都市計画のことも書いたほうが良いのでは。

P21～22 の「D 近世中期以降（見沼新田開発）」における「見沼代用水」「見沼通船堀」「新田開発」がまだよくわかっていないので教えてほしい。P22 の大間木新田と下山口新田の場所を地図で示してほしい。

P37 の地図は矢印が途切れているところを記載してほしい。

(老川会長)

P37 の地図が窮屈な印象なので、大きくした方が良い。

(事務局)

了解した。

(浅野調査官)

P37 の地図の「積場」とは何か。

(事務局)

各村から江戸に運ぶまでいくらかという運賃規定があり、運賃規定がある場所を積場という。

(浅野調査官)

P37 の「四川用水方」とは何か。

(事務局)

代表的な 4 つの川の用水関係の担当部局である。利根川から取水している関係もあり、関東の用水を管理している部局がこの四川用水方になる。

(浅野調査官)

P38 の写真の解像度が粗く、見えない。

(事務局)

より高解像度のものに差し替える。

(浅野調査官)

P48 に追加指定の説明を追加してほしい。こちらでも確認する。

(事務局)

事務局からも確認する。

(浅野調査官)

P37 から書かれている史跡の概要には、指定後の近年の調査結果も含まれているのか。

(事務局)

含まれている。

・「資料 見沼通船堀保存活用計画素案」を用いて、「第 4 章 史跡等の本質的価値」の内容について事務局より説明した。

(浅野調査官)

江戸幕府の新田開発の繁栄として、見沼通船堀があると思うが、こういったことを取り入れるの

はどうか。

(事務局)

②の項目か、新規に⑤として盛り込みたい。

(老川会長)

最古という表現を最古級にする、ということでよいか。

(事務局)

調査が進む中で見沼通船堀よりも古い閘門式運河も出てきたので、そのようにしている。最古級としつつ、本質的価値・特徴を伝えていく、ということを考えている。

(浅野調査官)

見沼通船堀より古い閘門式運河は現存しているのか。

(事務局)

現存している。しかし、指定に関しては、市指定であつたりとまちまちである。

(老川会長)

前までは最古でよかったが、最古ではないと分かった今は、他とは違うことを伝えていかなければならない。他の技術を参考にした経緯はあるのか。

(事務局)

吉井水門を参考にして作られたとされる福岡県の間唐戸水門を参考にした形跡はあるが、これくらいしか技術の伝播は行われていないようで、この地域の地形に合わせて創意工夫し、作られたものだと考えている。

(原委員)

17世紀のものがあるなか、通船堀は18世紀と間があり、最古級といってしまうのは乱暴では。我が国初期の閘門式運河、としたほうが良いのではないか。

(事務局)

確かに、最古級という表現に悩んでいた。別の表現を検討したい。

(山本委員)

全国の閘門式運河の数や、どのくらいの位置づけなのか、どのように展開していくのかを明示したほうが、初期という意味も分かりやすくなり、良いのではないか。

(浅野調査官)

P55 の①に列挙してある閘門式運河はほとんど藩が作っているものなので、見沼通船堀と性質が違うのでは。

P57 の地図は、見沼通船堀西縁・東縁とあるが、P38 の絵図だと西横堀、東横堀と書かれているので、江戸時代としてはそちらになるのでは。

P57 の構成要素の表について、木曽呂の富士塚の分類が正しいのかは、職場で相談したいと思う。

・「資料 見沼通船堀保存活用計画素案」を用いて、「第5章 大綱」の内容について事務局より説明した。

(浅野調査官)

国指定史跡という表現、保護法には史跡としか書いておらず、どう表記するか悩ましい。国指定と史跡の間にスペース空けるとか、史跡（国指定）とすると良いかもしれない。

(事務局)

タイトルはあくまで素案で、変えることはできる。川口市との協定は、史跡となっている。

(山本委員)

最初の段落に年代の記載がないので、江戸時代とか近世と記載した方が良い。

(浅野調査官)

この内容には、実演を今後もやっていくという意味が含まれているということで良いか。

(事務局)

今後も実演は続けていき、参加者も増やしていきたい。

(老川会長)

流通経済という言葉は意味が広いので再考したほうが良いかもしれない。

・「資料 見沼通船堀保存活用計画素案」を用いて、「第6章 保存（保存管理）」の内容について事務局より説明した。

（埼玉県）

木曾呂の富士塚の胎内巡りはできるようにするのか。

（事務局（川口市））

平成4年～7年に改修工事を行ったが、その際の調査で危険であることが分かったため、現在胎内巡りができないよう穴をふさいでいる。

（渡辺副会長）

胎内巡りだけでなく、富士塚の頂上に登るのも危険な状態だが、どう考えているか。

（事務局（川口市））

階段も段差が大きく、小学生などの見学の際も上るのは厳しい。課題は多くあるので今後相談させていただきたい。

（浅野調査官）

現状と課題で分けて書いてもらっているが、何を課題とすべきかはっきり明示したほうが良い。

（老川会長）

今後記載するのもかもしれないが、看板の外国語表記も必要ではないか。東浦和駅からのアクセスも分かりにくい。

（浅野調査官）

P69の2）のイのbの2行目、標柱でなく標識ではないか。

P70の3）について、史跡の保存のための調査が抜けている。文化財保護法施行令の抜粋をすべきでは。

P72の（6）追加指定の、「当面は芝川改修事業の進捗を注視することになる。」とあるが、もしこの全体計画があるのであればそれを関連の計画のところに入れたほうがよいのでは。

（老川会長）

伸び放題になっている木は史跡としての価値を損ねていると思う。難しい問題ではあるが、考えなければいけない時期にきている。

(事務局)

7～8年前にサクラの木を中心に樹木診断を実施し、倒れそうな木を優先的に伐採や剪定しているところで、令和3～4年の西縁の工事の際に多くの樹木の伐採や剪定を行ったが、抑えきれない状況にある。予算との兼ね合いもあるが、今後対応していく。

(浅野調査官)

構成要素の写真はもっと掲載しないのか。

(事務局)

今後より多くの写真を掲載していく。

(埼玉県)

現状変更の許可の基準のところで、基本的に保存活用のための行為以外を許可しない、となっているが、保存活用の中に整備は含まれているのか。

(事務局)

保存のための整備ということで、含まれていると考えていただければ良い。

(埼玉県)

保存活用としか書いていないと、いろいろな活用を読み取れてしまうのでは。表現を考えるべき。

(老川会長)

他にご意見等がなければ、以上をもって本日の協議を終了とする。